

目 次

第1章 労働法の原則と「働き方改革関連法」との関係

- 1 労働条件は労使対等の立場での合意によって決定する……………8
- 2 労働契約の一形態 ～就業規則～ ……………8
- 3 労働条件の変更に当たっても労使合意が原則 ……………10
- 4 「働き方改革関連法」への対応でも原則は変わらない ……………11

第2章 「働き方改革関連法」の概要

- I 「働き方改革関連法」の概要 ……………14
- II 「働き方改革関連法」の「中小企業」とは ……………15

第3章 労働基準法改正部分の解説

I 時間外労働の上限規制

- 1 概要……………18
- 2 時間外労働の上限規制の具体的な内容……………18
- 3 時間外労働・休日労働の前提 ～「36協定」～……………19
- 4 「36協定」を締結する労働者側の当事者……………20
- 5 「36協定」において定める必要がある事項……………21
- 6 「36協定」の締結において留意すべきこと……………28
- 7 経過措置……………30
- 8 時間外労働の上限規制が適用猶予・除外される事業・業務……………31
- 9 管理監督者・機密事務取扱者とは
～労働時間・休日の規定が適用されない者～……………32

II 年5日の年次有給休暇の確実な取得

1 概要	34
2 対象者	35
3 年5日の時季指定義務	36
4 年次有給休暇管理簿	38
5 就業規則への規定	39
6 年次有給休暇を全部又は一部前倒しで付与している場合	39
7 望ましくない取扱い	42

III 月60時間超の時間外労働についての割増率引上げ

1 概要	43
2 時間外・休日・深夜割増賃金の原則	43
3 月60時間超の時間外労働についての割増率	44

IV フレックスタイム制の拡充

1 概要	45
2 フレックスタイム制の導入に必要な手続き	45
3 フレックスタイム制での労働時間の取扱い	46
4 フレックスタイム制と時間外労働の上限規制との関係	47

V 高度プロフェッショナル制度の新設

1 概要	48
2 対象となる業務・労働者	48
3 高度プロフェッショナル制度導入の手続き	49

第4章 労働時間等設定改善法改正部分の解説

I 勤務間インターバル制度

- 1 概要54
- 2 勤務間インターバル制度の具体的な内容54

II 取引慣行の見直し56

第5章 労働安全衛生法改正部分の解説

I 長時間労働者に対する面接指導等

- 1 概要58
- 2 労働時間の状況の把握58
- 3 労働者への労働時間に関する情報の通知60
- 4 医師による面接指導の対象となる労働者の要件60
- 5 研究開発業務従事者に対する医師による面接指導60
- 6 高度プロフェッショナル制度対象労働者に対する
医師による面接指導62
- 7 医師による面接指導を行う労働者以外の労働者への措置62

II 産業医の活動環境の整備

- 1 概要63
- 2 産業医とは63
- 3 産業医の独立性・中立性の強化64
- 4 産業医の権限・情報提供の充実・強化65
- 5 産業医の活動と衛生委員会等との関係の強化66

III 健康相談の体制整備、健康情報の適正な取扱い

1 概要	68
2 労働者からの健康相談に適切に対応する体制の整備等	68
3 労働者の心身の状態に関する情報の取扱い	68
4 産業医等の業務内容等の周知	69

第6章 パートタイム・有期雇用労働法及び労働者派遣法改正部分の解説

I 均等・均衡待遇（「同一労働同一賃金」）

1 概要	72
2 用語の定義	73
3 均等待遇（差別的取扱いの禁止）	74
4 均衡待遇（不合理な待遇差の禁止）	75
5 「同一労働同一賃金ガイドライン」	76
6 その他の規定	78
7 派遣労働者にかかる均等・均衡待遇	79

II 待遇に関する説明義務の強化

1 概要	82
2 通常の労働者との間の待遇差の内容・理由についての説明	83
3 派遣労働者にかかる待遇の説明	86
4 不利益取扱いの禁止	87

III 行政による助言・指導等や行政ADRの整備

1 概要	88
2 都道府県労働局長による事業主への助言・指導等	88
3 紛争調整委員会による調停	88

第7章 行政機関等のご案内

I 行政機関等のご案内	90
1 法改正の内容について不明な点があるときには	
2 働き方改革の推進に向けた課題を解決するための窓口	
3 求人等に関すること	
II 労働基準監督署	91
III 東京労働局雇用環境・均等部	92
IV 東京労働局需給調整事業部	92
V 東京働き方改革推進支援センター	93
VI 東京産業保健総合支援センター	93
VII 公共職業安定所（ハローワーク）	94
VIII 東京都労働相談情報センター	95

本冊子には、令和2年9月1日現在の情報が掲載されています。

冊子の作成にあたっては、できる限り最新の情報を掲載するように努めておりますが、新たな規則・通達等が発出される場合があります。あらかじめご了承ください。